明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（厚生労働二七）　二
〔告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する件（厚生労働五〇）　四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（同五一）　五
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同五二）　一〇
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五三）　一七
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同五四）　三一
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同五五）　三七
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同五六）　四三
○訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（同五七）　四三
○指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者の一部を改正する件（同五八）　四三
○保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正する件（同五九）　四三
○厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養の一部を改正する件（同六〇）　四三
○保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法の一部を改正する件（同六一）　四三
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同六二）　四三
○入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件（同六三）　四三